

青森県報

第三千七百四十八号

平成二十五年
九月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二
右 同……………(同) ……三
建設業者の許可の取消し……………(東青地 局) ……四
右 同……………(北地 局) ……四
右 同……………(上北地 局) ……四

告 示

青森県告示第七百三三号

平成二十五年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

平成二十五年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十五年十一月十六日(土)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二
青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間
平成二十五年十月一日(火)から同月十五日(火)まで。ただし、郵送による場合は同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先
青森市長島一丁目の一

四 その他
青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第七百四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優	野牛区域			
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九四の七 三國 廣志	野牛漁業協同組合の地区			主として底建網漁業

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガ青森勝田店
青森市勝田二丁目二〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年五月六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二二八平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
四二台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
三六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
八六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
三一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十五年九月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年九月二十五日から平成二十六年一月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年一月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カブセンター八戸長苗代店
八戸市大字長苗代字前田五三の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年五月六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、二〇八平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
一六一台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
四四台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
三〇五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設

午前六時から午前八時三十分まで

八 届出年月日

平成二十五年九月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十五年九月二十五日から平成二十六年一月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年一月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ジエイピースト青森株式会社

二 代表者の氏名 鶴谷 正

三 主たる営業所の所在地 青森市富田四丁目二八の一五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇〇四二三号

五 取消年月日 平成二十五年九月九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年八月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大栄産業

二 代表者の氏名 大嶋 長一

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字膳前七〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第五〇〇〇一四号

五 取消年月日 平成二十五年九月六日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年九月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭